

# 京都市中小企業等 物価高騰対策支援金 追加支援



物価高騰の中、事業の継続に取り組む  
中小企業・個人事業者等の皆様を支援します!

対象者

令和5年4月30日までに開業し、今後も事業を継続する  
意思のある京都市内の中小企業・個人事業者等の方

交付額

法人

3万円

個人事業者

2万円

詳細はこちら



売上減少  
要件は  
設けません。

京都市中小企業等物価高騰対策支援金(令和5年3/10締切分)の交付決定を

受けられた方

新たな申請は  
**不要**です。

受けていない方

受け取っていただくには、  
**申請が必要**です。

申請方法は裏面をご覧ください。

Check!



受付締切

令和5年

8/10

まで

京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局

050-3668-5496

(9時~17時:土日祝日除く)



不正受給は犯罪です!

事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、  
不正行為には厳正に対処します。

Check

# 京都市中小企業等物価高騰対策支援金(追加支援) 対象者判定フローチャート

京都市中小企業等物価高騰対策支援金  
(令和5年3月10日締切分)の交付決定を  
受けた。

はい

**新たに申請いただく必要は  
ありません。**

京都市中小企業等物価高騰対策支援金をお振込  
みした口座に、法人3万円、個人事業者2万円を  
追加でお支払いします。

※すでに廃業されている方や、追加支援を辞退  
される方は別途届出を提出いただく必要が  
あります。

※詳しくは、京都市中小企業等物価高騰対策  
支援金事務局より、メールまたは郵送でお送  
りしている案内をご覧ください。

いいえ

以下のいずれかに該当する。

- ・京都市内に本店または主たる事務所を有し、かつ、法人格を有する法人
- ・京都市内に住民票を有し、かつ、京都市内で事業を営む個人
- ・京都市内に店舗または事務所を有し、かつ、京都市内で事業を営む個人

いいえ

令和5年4月30日までに開業しており、  
今後も事業を継続する意思がある。

いいえ

交付対象ではありません。

はい

はい

以下の必要書類を添えて、申請書を郵送  
またはWEB申請フォームにより申請ください。

※その他、申請書の記載事項及び関係書類の内容確認のため、根拠資料を求めることがあります。

それぞれの必要書類の注意  
点について、申請書記入例や  
WEB申請フォームをご確認  
いただき、誤りのないよう  
ご準備ください。

## 法人(会社)※の方

※会社とは、株式会社、有限会社、合名会社、  
合資会社、合同会社を指します。

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)

## 法人(会社以外)※の方

※収益事業を行っている法人の方のみ対象と  
なります。

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え  
(直近事業年度分)

## 全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に関する書類  
(申請日前30日以内に発行された、領収書、請求書、納品書、入出金伝票又は仕切書のいずれか)
- 追加支援金支払い口座の通帳見開きページ

**申請方法** 申請は1者1回限りです。

申請書(※)に必要な書類を添えて郵送いただくか、  
WEB申請フォームの入力により申請してください。  
審査のうえ、追加支援金をお支払いします。

※申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

HPは  
こちら



## 郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め  
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局  
宛て

お問い合わせ

京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局

**050-3668-5496**

(9時~17時:土日祝日除く)